

# 2026年度愛知県認知症イベント開催事業委託 企画提案募集要領

## 1 事業概要

- (1) 目的  
2024年3月に策定した「あいちオレンジタウン推進計画」に基づき、県民の認知症に関する理解の促進を図ることを目的とする。
- (2) 業務名  
2026年度愛知県認知症イベント開催事業
- (3) 委託内容  
「2026年度愛知県認知症イベント開催事業 委託仕様書（案）」のとおり
- (4) 委託料の上限  
3,077,798円（消費税及び地方消費税含む。）
- (5) 委託期間  
契約締結日から2027年1月31日まで

## 2 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 応募書類の提出期限の時点において、愛知県会計局が作成した「令和8・9年度入札参加資格者名簿」のうち大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「01. 映画等製作」「02. 広告」「03. 催事」「04. デザイン」の全てに登録されている者であること（ただし、細分類「その他」は除く。）。
- (2) 愛知県内に本社、支社、営業所又は事務所を有すること。
- (3) 応募書類の提出期限の時点において、地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであって、「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 応募書類の提出期限の時点において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

## 3 募集期間

2026年5月1日（金）正午から2026年5月18日（月）午後3時まで

## 4 応募方法

- (1) 提出書類  
別紙「応募書類作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。
- (2) 提出期限  
2026年5月18日（月）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法及び提出先  
持参又は郵送に限る（電子メール及びFAXによる応募不可。）。
  - ・持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
  - ・郵送する場合は、書留郵便により以下の宛先までに送付すること。  
〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県福祉局高齢福祉課 認知症施策推進グループ
- (4) 問合せ先  
本業務に関し質問等がある場合は、2026年5月12日（火）午前10時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、2026年5月13日（水）午後5時までに、質問者及び説明会の全参加者に電子メールにて送信する。

ア メールアドレス  
korei@pref.aichi.lg.jp

イ メールの件名  
2026年度愛知県認知症イベント開催事業に係る質問について

(5) 注意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、全ての企画提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、応募書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 応募書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費は応募者の負担とする。また、応募書類はいかなる理由があっても返却しない。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

オ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

カ 応募書類提出後に辞退する場合、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

キ 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

b 県職員又は企画競争関係者に対し、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

## 5 公募説明会の開催

応募者のうち希望者を対象に以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会への参加は任意であって、応募の必須条件ではない。

(1) 日時

2026年5月11日（月）午後2時から午後3時まで

(2) 開催方法

オンライン（Microsoft Teamsによる）

(3) 申込方法

事業者名、参加者の所属・役職・氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入の上、2026年5月8日（金）午後5時までに以下のメールアドレス宛てに電子メールで送信すること（申込様式はなし）。なお、参加アカウント数は、1者につき2アカウント以内とする。

また、必要書類は、出席者が県 Web ページから参照すること。

ア メール送信先  
korei@pref.aichi.lg.jp

イ メールの件名  
2026年度愛知県認知症イベント開催事業に係る公募説明会の参加申込について

## 6 審査方法

(1) 審査手順

別に設置する「2026年度愛知県認知症イベント開催事業企画提案審査委員会」において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）を行う。審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

一次審査の選考通過者は3者とし、応募者全員に選考結果をメールにより2026年5月20日（水）までに通知する。ただし、応募数が3者以下の場合は、一次審査は実施しない。

二次審査は、以下のとおり実施する。

ア 日程  
2026年5月下旬頃

1 者あたり15分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 会場

愛知県庁内会議室

ウ 注意事項

- a 二次審査の詳細は、審査対象者の決定後に通知する。
- b プレゼンテーション時に使用する資料は、応募書類のみとし、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。また、応募書類提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は一切認めない。
- c 二次審査に参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。
- d 審査結果は、二次審査の参加者全員に対し、書面で通知する。
- e 二次審査への参加に係る費用は応募者の負担とする。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行う。

ア 現状分析

認知症に関する正しい知識を有し、認知症の人を取り巻く現状や課題が適切に整理されているか。

イ 広報・集客

広報媒体や広報方法は適切であるか。

ウ 事業的的確性

- ・適切な事業内容や手法が検討されているか。
- ・開催日時・場所は適切であるか。

エ 事業効果

県民の認知症に関する理解促進等の目的を果たす事業効果が期待されるか。

オ 事業実施能力

- ・事業を確実に実施する人員体制等を有しているか。
- ・本業務（イベント）と類似する業務に関する実績を有しているか。

カ その他（社会的価値の実現に資する取組）

環境マネジメントシステムの導入、自動車エコ事業所の認定、あいち生物多様性企業認証、障害者法定雇用率の達成、障害者就労施設等からの調達実績、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、取引適正化の推進、あいち認知症パートナー企業の登録 他

## 7 契約条件

(1) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、契約の相手方が財務規則第129条の3の各号に該当する場合は全額免除とする。

(2) 委託方法

審査委員会の審査を経て、最も優れた応募者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、万一協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

(3) 支払方法

精算払とする。

(4) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。